

WAKWAK GIGA スクール 利用規程

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー(以下、当社といいます)は、インターネットマルチフィード株式会社(以下、IMF といいます)の提供する transix サービスを利用した「WAKWAK GIGA スクール」(以下、本サービスといいます)について、当社の提供するインターネット接続サービス「WAKWAK」の契約者(以下、契約者といいます)に対し、以下のように利用規程(以下、本規程といいます)を定めます。

本規程は、WAKWAK 利用条件等について当社が定めた WAKWAK 利用規約(以下、WAKWAK 利用規約といいます)に基づく個別規程に該当し、WAKWAK 利用規約の一部を構成します。WAKWAK 利用規約と本規程が異なる場合には、本規程が優先されます。

契約者は本規程を、WAKWAK 利用規約とともに遵守していただきます。

(提供の条件)

第1条 本サービスの利用には以下の条件をすべて満たす必要があります。

(1) 東日本電信電話株式会社(以下、NTT 東日本といいます)が提供するフレッツ光クロスまたはフレッツ光ネクスト もしくはそれに相当する光コラボレーションモデルによる光アクセスサービス(以下「光回線」といいます)を利用していること。

(2) (1)で定めた光回線において NTT 東日本または光コラボレーション事業者が提供する「フレッツ・v6 オプション」を利用していること。

(3) IPv6 インターネット接続に対応した OS 及び通信機器を準備すること。

(4) ホームゲートウェイへの対応アプリ配信を希望する場合は、別途定める条件を満たすこと。

(5) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校もしくはこれらに相当すると弊社が別に定める学校※

※専修学校のうち「高等課程」または「専門課程」を有するもの

・外国人学校(日本の小中高等学校及び大学相当の教育を行うものに限る)

・大学校(各省庁の研修・教育施設として位置づけられているものは除く)

(フレッツ・v6 オプションの申込)

第 2 条 「フレッツ・v6 オプション」を契約していない場合、当社へその申込に関する代理権限を委任し、IMF を介して NTT 東日本に対して「フレッツ・v6 オプション」を申込むことあらかじめ同意することとします。

2. 「フレッツ・v6 オプション」の申込にあたり、光回線の開通案内に記載されたお客様 ID(CAF/COP 番号)および回線契約者氏名(カナ)またはアクセスキーが必要です。

3. 「フレッツ・v6 オプション」は NTT 東日本または光コラボレーション事業者が提供するサービスであり、当該サービスの利用契約に関する基本事項および料金については NTT 東日本または光コラボレーション事業者の定める IP 通信網サービス契約約款等に従っていただきます。

4. 「フレッツ・v6 オプション」の開通に伴い、NTT 東日本より契約者へ開通案内が送付されます。送付先は光回線の設置場所住所もしくは契約者住所であり、送付先氏名は光回線の契約者名となります。5. 当社が契約者を代行して申込んだ「フレッツ・v6 オプション」は申込の取消しはできず、「フレッツ・v6 オプション」のご利用開始後に別途解約手続きが必要です。

(接続サービスコースの変更)

第 3 条 本サービスから他の接続サービスコースへ、または他の接続サービスコースから本サービスへのコース変更をする場合、当社が指定する所定の手続きに従って申込手続きを行っていただきます。なお、本サービスで利用する IMF で払い込まれた IPv4 アドレスは WAKWAK 光 IPoE ビジネスの固定IPプランを除く、その他の接続サービスコースとの間で引き継ぐことはできません。

(当社が行う本サービスの解約)

第 4 条 光回線を移転する等でお客様 ID(CAF/COP 番号)が変更になるなど、IMF から IPoE の解除通知が来た場合、本サービスの契約は解除となります。再度本サービスを利用するにはお手続きが必要になります。この場合 IPv4 アドレスは変更されます。

(帯域制御)

第5条 当社は、本サービスの運用上必要であると判断した場合等に、通信の帯域を制限すること(使用できる回線容量や通信速度等に基準を設けることでネットワーク上のトラフィックを制御すること)があります。

2. 当社は、18時から24時の時間帯は、通信の帯域を極度に制限することがあります。

3. 当社は、特定の契約者が通信の帯域を継続的かつ大量に占有することにより、その他の契約者の本サービス利用に対し支障をきたす、または支障をきたす恐れのある場合に、その通信を検知し、通信速度を一時的に制御することがあります。

4. 当社は本サービスにおいて、通信の帯域を継続的かつ大量に占有し、輻輳を発生させるおそれのある企画型トラフィックをその他のトラフィックと分離制御する「企画型トラフィックコントロール機能」を提供します。対象とするトラフィックおよび制御方法は、当社が別途定めるところによります。

5. 前項の機能の提供にあたり、通信に係る IP アドレス、ポート番号およびアプリケーション層のデータ等を機械的および自動的に取得します。それにより、別途定める当社所定の通信を検知し、当該通信を別の帯域に割り当てる等の制御を行うことについて、あらかじめ包括的に同意していただきます。

6. 前二項に記載する制御方法および当社所定の通信は変更になる可能性があります。

(オプションサービス)

第 6 条 WAKWAK で提供する各種オプションサービスの中で、アドレスプラス(固定 IP 接続)、ホーム

ページサービスは利用できません。

(契約者情報の取り扱い)

第 7 条 契約者は、本サービスの利用を目的として、当社と IMF および NTT 東日本との間で、以下の各号に定める事項について、相互に通知することについてあらかじめ同意します。

(1) 本サービスの利用開始手続きの処理状況

(2) 本サービスおよび光回線の利用契約の変更にかかる事実

(3) WAKWAK の利用契約内容

(4) 契約者からの問合せ内容

(5) お客様 ID、アクセスキー等

(免責事項)

第 8 条 本サービスはベストエフォート型の機能であり、一定の通信速度を保証するものではありません。

*本規程に記載の会社名、製品名は、それぞれの会社の商標もしくは登録商標です。

本規程は 2024 年 11 月 28 日より実施します。

表示価格は、特に記載がある場合を除きすべて税込です。